

2025 年 3 月 31 日

国立大学法人山口大学
総務企画部人事課長 林 浩之 殿

山口大学教職員組合
書記長 森下



配偶者及び子に係る扶養手当の改正について（申入れ）

このことについて、「配偶者手当」の内、子に係る手当を増額する（現行の 10,000 円から 13,000 円に）一方で配偶者に係る手当を 2026 年度（R 8 年度）に廃止することとされており、それぞれ、2025 年度（R 7 年度）から 2026 年度（R 7 年度）にかけて改定するとのことであるが、それぞれの教職員の所帯状況によって総額で増額となるものと減額となるものが生じられる。

配偶者手当については、2017 年度（H29 年度）から 2019 年度（R 元年度）の 3 年間で段階的に減額され、現行支給額となったものであるが、その際は当組合としてこれを労働条件不利益変更であることから協議・交渉を行った結果、最終的には数項目の代償措置が提示され所要の制度改正を行った経緯がある。

よって、このことについての協議・交渉を行うことを求める。

そのため、2016 年（H28 年）12 月 15 日に提示いただいた「扶養手当の改定に伴う影響見込額調」を参照の上、所帯ごとの支給額増減状況を明らかにする資料の提示を求める。

なお、「年齢加算」として 16 歳年度初めから 22 歳年度末の子への月額 5,000 円増額があると思われるが、制度全体の問題点を検討する上では必要な事項であり、説明資料に加えるべきであろう。

以 上